

宮崎市立小学校空調設備整備等PFI事業導入支援等業務委託 プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

この要領は「宮崎市立小学校空調設備整備等PFI事業導入支援等業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式の実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

- (1) 名称 宮崎市立小学校空調設備整備等PFI事業導入支援等業務委託
- (2) 場所 宮崎市旭1丁目4番1号外（別紙1：対象校一覧参照）
- (3) 業務内容 別紙『業務仕様書』のとおり
- (4) 履行期間 委託契約締結日から令和4年3月31日まで
- (5) 提案限度額 ￥42,790,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※令和元年度限度額 ￥28,490,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務では、PFI事業を円滑に実施するため、アドバイザリー業務やモニタリング業務に関する提案内容、実施体制や業務実績等の業務遂行能力について総合的に評価する必要があるため、価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を評価し、受託候補者を選定する。

4. プロポーザル方式及びその理由

本業務においては、同様の業務実績を有する業者が複数おり、広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

5. 業務スケジュール（予定）

- (1) 公募開始日 令和元年 7月12日（金）
- (2) 参加申込書受付締切日 令和元年 7月31日（水）午後5時必着
- (3) 質問の締切日 令和元年 7月31日（水）午後5時必着
- (4) 質問に対する回答日 令和元年 8月2日（金）
- (5) 参加資格審査結果通知日 令和元年 8月9日（金）
- (6) 提案書等の提出締切日 令和元年 8月19日（月）午後5時必着
- (7) プレゼンテーション 令和元年 8月26日（月）（予定）
- (8) 審査結果通知 令和元年 8月下旬予定
- (9) 契約締結 令和元年 9月中旬予定

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

6. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (4) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (5) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (6) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、宮崎市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 平成25年度以降に、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること。
- (8) 宮崎市の競争入札参加資格者名簿の「建設コンサルタント」に登録され、現に競争入札参加者の資格を有していること。

7. 参加申込の手続き

- (1) 事務局（問い合わせ先）

〒889-1696 宮崎市清武町西新町1番地1（清武総合支所5階）

宮崎市教育委員会 学校施設課

担当者：井上、菊池

電話：0985-85-8604

FAX：0985-85-8600

e-mail：45sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp

- (2) 提出書類

- ①参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- ②会社概要等（様式第2号）※様式第2号の内容を満たすパンフレット等も可
- ③過去3年間における同種の業務実績報告書（様式第3号）
- ④契約実績を証明する書類（契約書等の写し）

- (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により、期限までに事務局あてに提出すること。

- (4) 提出期限

- ①持参の場合：令和元年7月12日（金）～令和元年7月31日（水）
（土曜、日曜及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- ②郵送の場合：令和元年7月31日（水） 午後5時必着

(5) 参加資格審査結果通知

参加資格の審査結果は、令和元年8月9日(月)、電話及び文書により通知する。

8. 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法：質問書(様式第4号)に記載し、メール又はFAXにより、7(1)の事務局あてに送付すること。

(必ず事務局へ着信確認の連絡を行うこと。)

②受付期間：令和元年7月12日(金)～令和元年7月31日(水)

(土曜、日曜及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

(2) 回答

①回答方法：質問に対する回答は、記載された連絡先のメールアドレス又はFAXにより質問内容と合わせて、参加者全員に行う。(質問者名等は掲載しない)

②回答日：令和元年8月2日(金)

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書

②業務担当者調書(様式第5号)

③協力会社等(様式第6号)

④業務工程表(任意様式)

⑤見積書(様式第7号)及び各年度・各業務の積算根拠(任意様式)

(2) 提出部数

提出部数は8部とする。(表紙等に法人名を明記したもの2部、無記名を6部)

※ 無記名6部については、表紙及び本文を含め法人名が特定できないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)により、7(1)の事務局あて提出すること。

(4) 提出期限

①持参の場合 令和元年8月9日(金)～令和元年8月19日(月)

(土曜、日曜及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

②郵送の場合 令和元年8月19日(月) 午後5時必着

(5) 企画提案書の作成方法

次の事項を記載した企画提案書を作成すること。

①企画提案を求めるテーマ(各内容A4判2頁以内)

ア. 本事業を実施するにあたり、地元企業の参画や地域経済の活性化等を促すうえで、実効性のある方策としてどのような対策・手段等が考えられるか。

イ. VFMを確実に発現させるとともに、設計・施工期間及び維持管理期間を通じて事業契約に定める業務水準を確実に確保するために、事業者の選定において、ど

のような視点や項目等を設けるか。

ウ. 事業契約に定める業務水準を維持管理期間に亘って維持するために本市が実施するモニタリングについて、効率的かつ効果的な実施を図るとともに、実効性のあるモニタリングとして機能するためには、どのようなシステム、仕組みが考えられるか。

②その他留意事項

ア. 企画提案書は、両面印刷、カラー印刷を基本とすること。また、文字サイズは、11ポイント以上とすること（図表に含まれる文字を除く）。提案内容を文書、イメージ図、イラスト等を使用し、分かり易く簡潔に記述すること。

イ. 本文を含め法人名が特定できないようにすること。

ウ. 真に必要な場合を除き、個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。

10. 評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

①日程 : 令和元年8月26日(月)(予定) ※日程については別途連絡する。

②出席者 : 1参加者3名以内

③所用時間 : 1参加者35分以内(プレゼンテーション20分、質疑応答15分程度)

④貸出物品 : 机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

(3) 受託候補者の選定方法

①宮崎市立小学校空調設備整備等PFI事業導入支援等業務プロポーザル方式選定委員会設置要領に規定する委員が、提案内容の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う。

②失格者を除き、各委員の採点の合計点数が最も高い提案業者を受託候補者(優先交渉権者)として選定する。

③合計点数が同一の参加業者が複数いた場合には評価基準の「業務遂行能力・保有技術力に対する評価」の項目の評価点が高い参加業者を受託候補者とする。

④上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。

⑤参加者が1者の場合であっても選定委員会による選定を行い、提案書類及びプレゼンテーションの内容が評価基準を満たしていると認められた場合に、その参加業者を受託候補者(優先交渉権者)として選定する。

(4) 失格事項

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④プレゼンテーション開始時間までに来場しなかった場合
- ⑤審査の公平性を害する行為等、事業実施において不適切と市が認める行為等を行った場合

1 1. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
- ・参加業者の名称（50音順）
- ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）

（受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。また、参加業者が2者の場合は、受託候補者の名称と点数のみ公表する。）

1 2. 公表資料

公募に際して、以下の資料を本市のホームページで公表する。

- ①宮崎市PFI導入の手引き（平成30年4月改定）
- ②宮崎市公民連携（PPP）の導入に向けたガイドブック（平成29年3月）
- ③宮崎市立小学校空調設備整備事業PFI導入可能性調査報告書 概要版

1 3. 契約に関する事項

（1）契約の締結

受託候補者（優先交渉権者）と本市の間で、委託内容、経費等について協議調整の上、契約締結する。

（2）契約保証金

契約締結にあたっては、受託者は宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）第105条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除とする。

（3）その他

- ①各年度の業務完了後、受託者が検査に合格した場合、委託契約書に定める各年度の委託料を支払うこととする。
- ②受託候補者（優先交渉権者）の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退職を提出すること。なお、この場合、次順位者を契約に向けた協議調整を行うものとする。
- ③令和元年度9月議会で本件に関連する議案が可決されない場合は、本業務に係る契約を締結しないことがある。その場合において生じる損失については一切補償しないものとする。

14. その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 提出書類は、返却しないものとする。
- ② 提出書類の訂正・差替えは、本市の指示によるものを除き、認められない。
- ③ 提出書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。
ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。
- ④ 提出書類及びその他の関係書類は、参加者了承の上、必要に応じて複製する場合があります。

(2) その他

- ① 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加者の負担とする。
- ② 参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。

附 則

この要領は、令和元年7月12日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。